注目を集める特許や商標の問題

はじめに

インターネットが標準的な通信インフラになるにしたがって、インターネット特有の知的財産問題もいくつか発生してきた。ここ2～3年の間に問題になっているドメインネーム問題もその1つだった。しかし、ドメインネーム問題は、米国のICANNが管理するドメイン自由市場政策下での紛争解決機関に委ねられていくことになり、既存の商標を考慮したドメイン付与前の調整はもはや難しい状況となったように思う。ドメインネーム問題の経緯は昨年(98年)のインターネット白書で報告済みであり、その後の米国主導による昨年の状況は本書の別の章で説明されているので、今回は、ドメインネーム問題を離れて、注目すべき越境データによる商標権侵害事例と、最近のインターネット特許事件について紹介する。

越境データの知的財産権侵害

インターネットは国境のない世界であるのに対して、現実の知的財産は各国の法制度によりその保護対象や保護方法も異なる。たとえば、日本では特許を受けられる発明が他の国では特許を受けられないこともある。同様に、米国で正規に登録された商標が日本では拒絶されるケースもある。この結果、同一または類似商標が国によって権利者が異なることも有り得る。

従来の船や飛行機による輸送媒体を前提にした市場流通構造では、実際の製品がその国に輸入される段階で当該国の知的財産を侵害しないかどうかをチェックすればよい仕組みがある程度構築されていた。しかし、税関のないインターネットというインフラ上を流れる情報は、国を選ぶことなく全世界のインターネットユーザーに受信される。

少し前の事件ではあるが、他国からのインターネット配信ビジネスが受信国での商標権を侵害するか否かというまさにインターネットならではの事件を紹介しよう。

●プレイメン事件

被告のチャックルベリー社は1979年に同被告のタティロ社(Tatillo Editrice)からイタリアの男性向け雑誌プレイメンの米国における出版独占ライセンスを受けた。しかし、1981年に米国においてプレイボーイ社より商標権侵害で提訴され、プレイメン出版の差止判決を受けこれが確定した。

その後、チャックルベリー社およびタティロ社は米国から撤退したが、最近のインターネットブームに載ってタティロ社はイタリアでWWWサーバーを開設し、全世界に対してアダルト画像データの提供を開始した。

その内容は、比較的露骨でない画像を加入料金なしで閲覧可能にして会員を勧誘するとともに、有料の会員に対してはユーザー名とパスワードとを発行してさらに露骨な画像を閲覧させるというものであった。

タティロのサーバーにあるこのホームページには、"Playmen.it"のロゴが表示され、プレイメンの名のもとにこの画像閲覧サービスが行われていた。

プレイボーイ社は、タティロ社がプレイメンの名称を用いてイタリアからインターネットサイトを操作することで(米国民に画像データを提供する行為は)1981年の裁判所の差止命令に違反したと主張して裁判所侮辱の認定を要求した。

このようなサービス形態でのデータの閲覧が米国内における「頒布」(distribution)に該当するか否かという点が重要である。タティロ社は、「画像データはイタリアにあるサーバーに単に(たまたま)掲載されているにすぎず、米国顧客が加入申し込みをして当該画像データを閲覧できるのは、あたかも米国からイタリアに飛行機に載って雑誌を買いに来るのと同様であり、この行為はイタリア法により合法であり、米国の差止請求により排除されない」として米国内での頒布を否定した。

しかし、裁判所はインターネットの技術について特別の保護の必要性を肯定しつつも、知的財産権の裏をかくような行為は許されるべきではないとした。タティロ社は積極的に米国の顧客に対してインターネット利用を勧誘し、加入見込者が所定の申込用紙をタティロ者にファクシミリで送信すると、電子メールでパスワードとユーザー名とを受け取ることができるようになっており、イタリアのWWWサーバーにアクセスしてこのパスワードとユーザー名とを入力することで会員しか見ることのできない画像を閲覧したりダウンロードしたりできるようになっている。これらの行為は米国における頒布に該当すると判断した。

そして、インターネットの特殊性と知的財産の属地主義を考慮しつつ「イタリアの顧客が米国に移動した場合には当該プレイメンサイトへのアクセスは維持することができるが、タティロ社は米国に居住する顧客

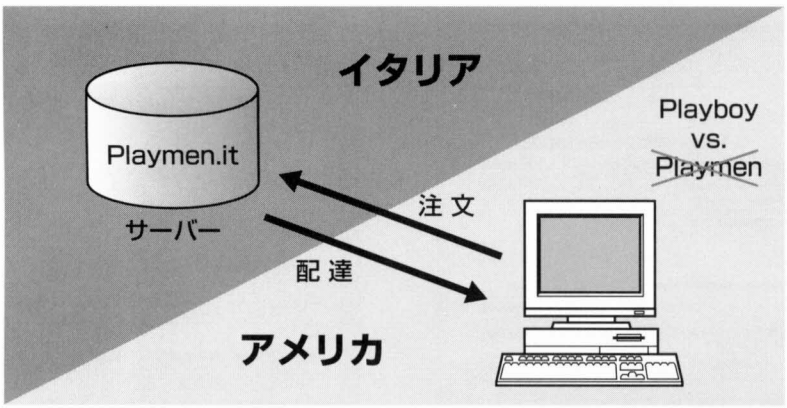

プレイメン事件では商標の問題が問われた。米国では違法、イタリアでは無罪。ではインターネット上では？

インターネット白書／ ©1996-2012 Impress R&D

からの加入を受け付けることを差し控えなければならない」と判示した。

タティロ社がその後この命令に従わなかった場合には米国の司法当局はイタリアのサーバーを実際に差し止めることができるのか否かについては「単にその製品が禁止されている一国からも接続可能であるという理由だけでサイトの運営を禁止することはできない。このような判断をすることは裁判所が全世界のWWW上のすべての情報提供者に対して管轄権を主張することになってしまう」として判断していない。

今回米国の裁判所は、具体的にイタリアのサーバーを差し止めることまでは判断しなかったが、イタリアのプレイメンサーバーは自主的この判決後に海外からのアクセスに対して閲覧ができない措置をとったようだ。しかしもし、判決後も米国からのアクセスが可能な状態を維持しつづけたらどうなっていただろう。

この事件は、今後、この種のインターネット上での商標権侵害はどの国の法律に基づいて判断すればよいのか(準拠法)、どの国の裁判所が管轄するのか(裁判管轄権)、他の国の判決に基づいてサーバーを差し止めることができるのか(外国判決の承認・執行)という国際私法上の問題が浮上させるきっかけとなったと言えるだろう。(なお、和解が成立したためだと思われるが、現在イタリアのプレイメンサイトは再開されている)

インターネット上の特許問題

●フリーニィ特許事件

1998年5月に、全米のインターネットでのオンラインビジネス運営会社をとりあえず一安心させる裁判所の決定がなされた。

ことの発端は、ネットワークでのダウンロードビジネスの基本特許を取得したE-Data Corp.(以下、Eデータ社)がネットワークで電子商取引を行っている数千の会社に警告書を送りつけ、さらに30以上の会社を特許権侵害として提訴したことに始まる。

この特許はフリーニィ特許(Freeny: USP 4,528,643)と呼ばれ、この特許の権利者は、ネットワークを通じてユーザーのハードディスクなどにソフトウエアや音楽データをダウンロードさせる行為の全てが侵害に該当すると主張していたものである。

結論としては、裁判所は、この特許の特許明細書の不備を指摘して、Eデータ社が主張しているほど広範かつ強い権利ではないとしたものである。結局、裁判所は明細書にインターネットのようなリアルタイムダウンロードも想定したような実施例が記載されていなければ広範は権利は認めないとした。

●ステートストリークバンク事件

この事件は、資金価値の変動を計算するシステムを請求した金融方法についての特許(USP 5,193,056)が有効であるか否かが争われた事例で、1998年7月に米国のCAFC(連邦巡回区控訴裁判所)はビジネス方法について権利の成立性を認めたことでセンセーショナルな話題になった。

この判決の争点はコンピュータを使った金融方法(一種のビジネス方法)そのものが特許になるか否かが争われた事例である。従来からこのようなビジネス方法であってもネットワークやコンピュータの使い方により特許が成立する例はあったが、この判決ではビジネス方法そのものに、より一歩踏み込んで特許の成立性を認めているようである。

ただし、判決のニュアンスでは、成立した特許が有効であるか否か、すなわち広すぎる特許といえるかどうかは、特許の成立性を問題にすべきでなく、先行技術との関係、明細書の記載程度にしたがってその広狭を判断すべきであると考える余地を残している。今後、この種のビジネス方法について特許が取得された場合には、第三者はその特許の権利を無効にしたり、権利範囲を縮小解釈できるような資料を的確に用意しておくことが特許に対抗するために重要であると言えるだろう。

●日本でのインターネット特許成立事例

いわゆるマピオン特許と呼ばれる「広告情報の供給方法およびその登録方法」(特許第2756483号)が知られている。これは地図情報で知られているマピオン(http://www.mapion.co.jp/)のインターフェースを特許にしたものである。

この特許の要点は、『インターネット上で広告を出したい者は広告情報を入力するとともに、地図上で位置を指定して、その地図上の座標を広告情報とリンクさせる。そして、広告を見たい者(ユーザー)には、地図を表示させてさらにその地図上の前記指定位置にアイコン(図象化した広告対象物)を表示する。そしてこのアイコンが選択されたときにはこれとリンクされた広告情報を読み出してその広告情報をユーザーに出力(表示)する。』という非常にシンプルなものである。

この特許が審査される過程では、いわゆるクリッカブルマップに関する文献が参照されている。このことは、画面上に単に地図を表示させるクリッカブルマップ技術には上記権利は及ばないと考えられることである。一方、地図を表示させてユーザーにアイコンを配置させるようなサービスを始めたような場合には上記特許権の侵害となる可能性が高くなってくる。

●まとめ

米国では前記のステートストリートバンク特許などのようにサービス特許の成立性が確認され、日本でもマピオン特許のような特許が成立しはじめている。さらに、ソフトウエア・ネットワーク特許に厳格だったヨーロッパでも、昨年7月と今年2月にソフトウエア寄りの権利の成立を認める審決が出ており、近い将来、法律改正により、プログラムそのものの特許を認める方向にある。

以上のように、全世界的にネットワークやソフトウエア特許の成立性の基準が明らかに下がってきている。このような状況の中で、ソフトウエア・ネットワーク特許の成立性そのものの議論はもはや過去のものとなり、むしろ成立した権利について、先行技術との関係や明細書の記載程度からみてどこまで有効かという点で議論する時代に入ったと言えるだろう。

(松倉秀実　弁理士)

インターネット白書／©1996-2012 Impress R&D

［インターネット白書ARCHIVES］ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

http://IWParchives.jp/

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

●記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
●収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
●著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
●このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
●収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
●オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先　株式会社インプレスR&D　iwp-info@impress.co.jp

©1996-2012 Impress R&D, All rights reserved.